

荻窪法人会 会報

OGIKUBOHOJINKAI BULLETIN

AUGUST 2009



荻窪に住んでいた偉人たち

青柳瑞穂



こちらのQRコードから荻窪法人会マーケットのモバイルクーポンが取得できます。



法人会
消費税期限内納付
推進運動



第16回

今話題の **非上場株式等にかかる贈与税の納税の猶予制度** ～事業承継税制の拡大～

税制副委員長 小林 誉光

このコーナーは、話題になっている税の話や、法改正の話などをわかりやすく解説していきます。こんな話題を解説して欲しいなどご要望があればリクエストをお待ちしています。法人会事務局までご連絡ください。

〔1〕 この法律の背景について

(1) 法人会で要望を続けて

法人会では、従来から、「中小企業の非上場株式の相続税評価額」について、「換金が不可能である」ことから、「評価の引き下げ」をおこなうように要望してきました。

しかし国は、他の納税者との「課税の公平」の観点もあり、従来の特例措置のままでは、その節税効果が限定的でした。

(2) 雇用を脅かすおそれ

その結果、相続税の申告の際に、「当該株式に対する相続税の納税資金を調達することが困難な中小企業」がでてくるという問題がありました。昨今の不況下において、「納税資金の調達困難による中小企業の廃業」は、そこに勤める「従業員の雇用を脅かすおそれ」がありました。

(3) 雇用継続などを要件にして事業承継税制の改正を

(平成20年度に提案され、平成21年度に改正)

そこで、平成20年度改正の際に、「相続税の納税の猶予」制度が提案されました。

これは、一定の要件のもとで、その後継者が納付すべき「当該株式に係る相続税の一部」について、納税を猶予するというものです。しかし、この制度は、「株式継続保有要件」のほかに、「事業継続要件」という厳しい要件がありました。これは、(社長が無くなった後の)「相続開始後の5年間」について、「雇用8割を維持する」というもので、後継者にとって使いにくいという問題点がありました。

(4) 生前に「株式贈与」と「雇用継続完了」を!! (平成21年度改正)そこで平成21年度改正において、「相続税の納税の猶予」のほかに、「贈与税の納税の猶予」も改正されました。(相続開始前の)現社長が活着ている間に株式の贈与を行い、現社長の力を借りながら、「5年間の雇用の8割維持」の要件を満たすことができるようになりました。これが「贈与税の納税の猶予制度」です。

(5) ずっと続けていく覚悟はありますか??

株式保有要件については、「相続税の納税の猶予」も「贈与税の納税の猶予」も、原則として「その後継者死亡」の時まで継続します。例外は、会社の倒産(法的整理)などの場合に限ります。別の言い方をすると、猶予されている納税額が免除されるのは、原則として、「その後継者の死亡のとき」になります。したがって、この制度は「節税目を的とした安易な利用」はとても危険です。後継者には、「会社を引き継いでいく」という「しっかりとした覚悟」が必要といえます。

〔2〕 非上場株式にかかる「贈与税の納税の猶予」

（1）制度の内容

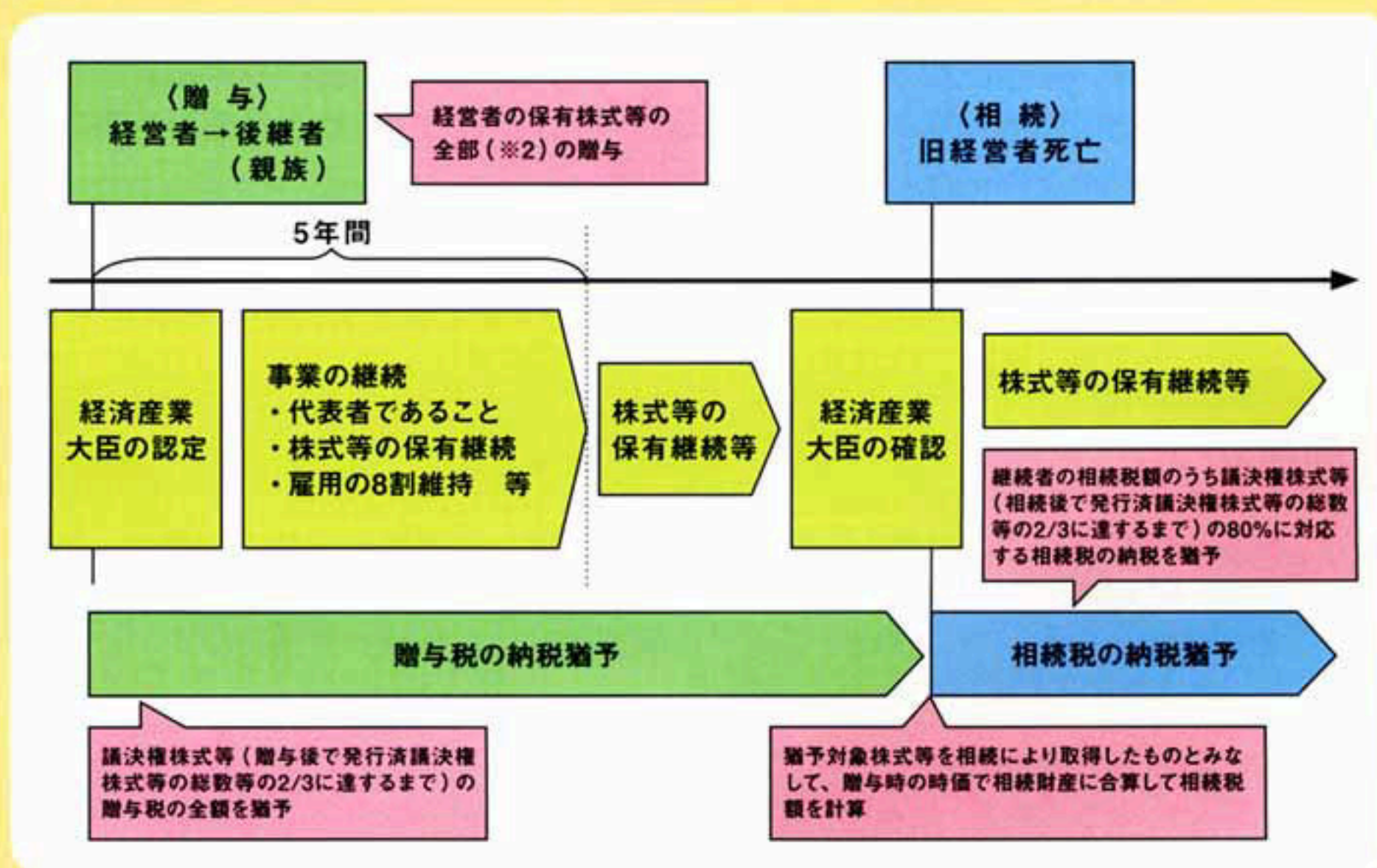
経営承継受贈者（※1）が、非上場会社を経営していた贈与者から贈与によりその保有株式等の全部（※2）を取得し、その会社を経営していく場合には、一定の条件の下、その株式等の贈与に係る贈与税の全額の納税を猶予します。なお、その贈与者が死亡した際には、後継者がその株式等を相続により取得したものとみなして、相続税額を計算し、一定の条件の下で、相続税の納税を猶予します。

（2）相続税の納税の猶予との違い

「贈与税の納税の猶予制度」の場合は、「贈与税の全額」を猶予されています。

これは、相続発生時に、相続税を再計算し、新たに「相続税の納税の猶予」を適用するためです。つまり、「相続税の納税の猶予の段階」で、最終的に精算し、「猶予される相続税額の一部」を計算するという方法をとっているのです。

これは、贈与税と相続税を一体として考える、「相続税精算課税制度」と同じ考え方をしていると思われます。



(※1) 「経営承継受贈者」とは、

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の規定に基づき経済産業大臣の認定を受ける一定の非上場会社の代表者であった者の後継者をいいます。

(※2) 贈与後の保有割合について

贈与した結果、後継者の保有割合が、発行済議決権株式等の総数等の3分の2超となる場合には、「その3分の2に達するまでの贈与」が要件となります。



法人会では、会員の皆様
の声を税制に反映すべく、
活動をおこなっています。

税制副委員長
小林 崇光